

令和 7 年第 2 回朝霞市農業委員会議事日程

令和 7 年 2 月 2 5 日 火曜日 午後 3 時 0 0 分
於 ゆめばれす（朝霞市民会館）3 階会議室「梅」

第 1 開 会

第 2 議事録署名委員の指名について

1 7 番 浅川 秀雄委員 1 8 番 秋山 磨弥委員

第 3 提 出 議 案

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見の聴取について

議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第 7 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

第 4 諸 報 告

（1）報告第 2 号 会長専決について

（2）その他報告

第 5 協 議 事 項

（1）次回の農業委員会総会の日程について

第 6 閉 会

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和7年2月25日 提出

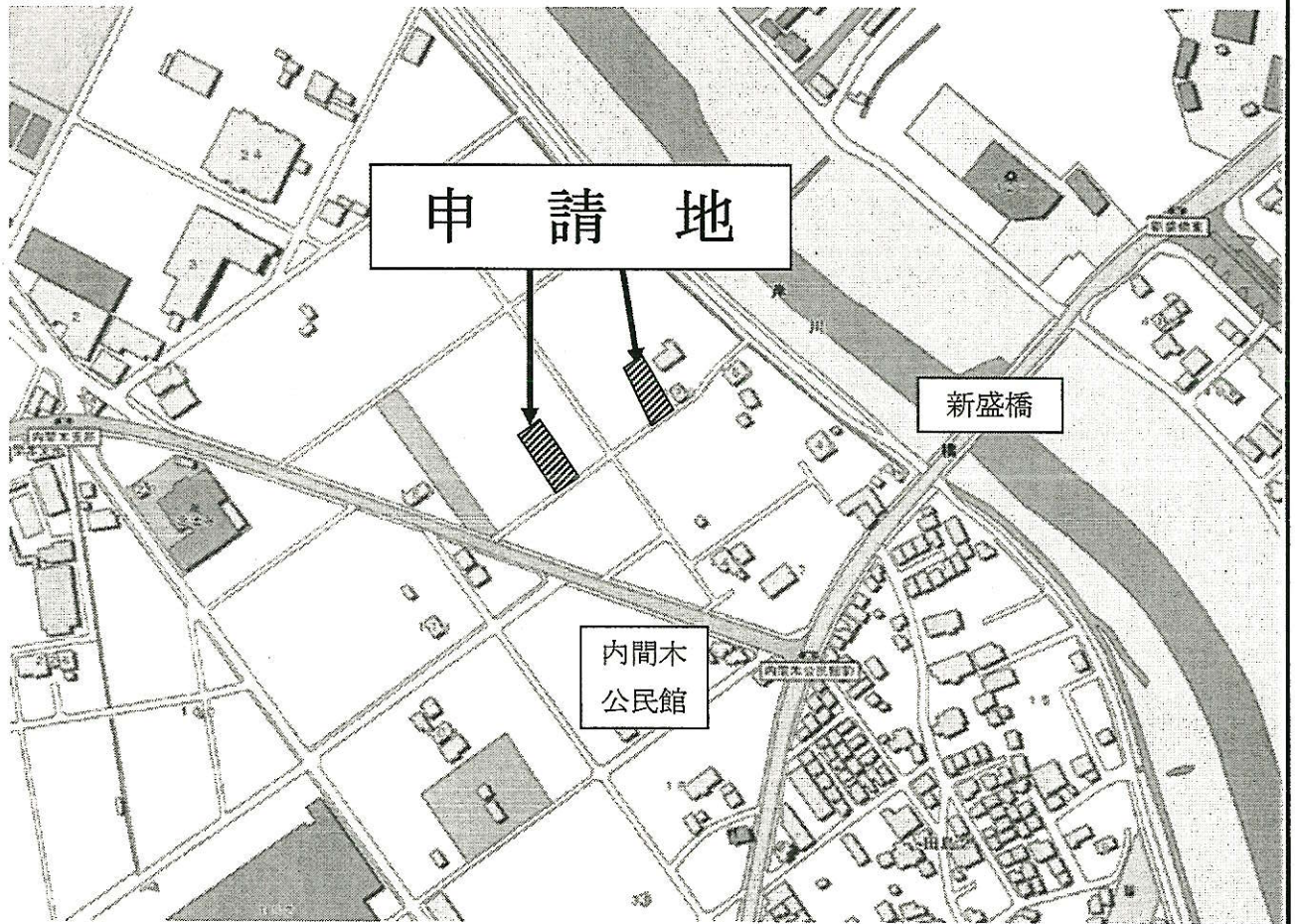
番号	土 地 の 所 在 地	登記地目	現況地目	譲 受 人	譲 渡 人	譲 受 理 由	譲 受 人		備 考
		登記面積 m ²				譲 渡 理 由	耕作面積m ²	耕作者数	
1	大字浜崎字川袋 [redacted]	田	畑 834.00	和光市下新倉 [redacted] [redacted]	浜崎 [redacted] [redacted]	経営規模拡大	18,045.00	3	調査・説明委員 富岡 勇一委員
	大字浜崎字川袋 [redacted]	田	畑 165.00	[redacted] [redacted]	[redacted] [redacted]	経営規模縮小			
	大座浜崎字川袋 [redacted]	田	畑 400.00						

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

案 内 図

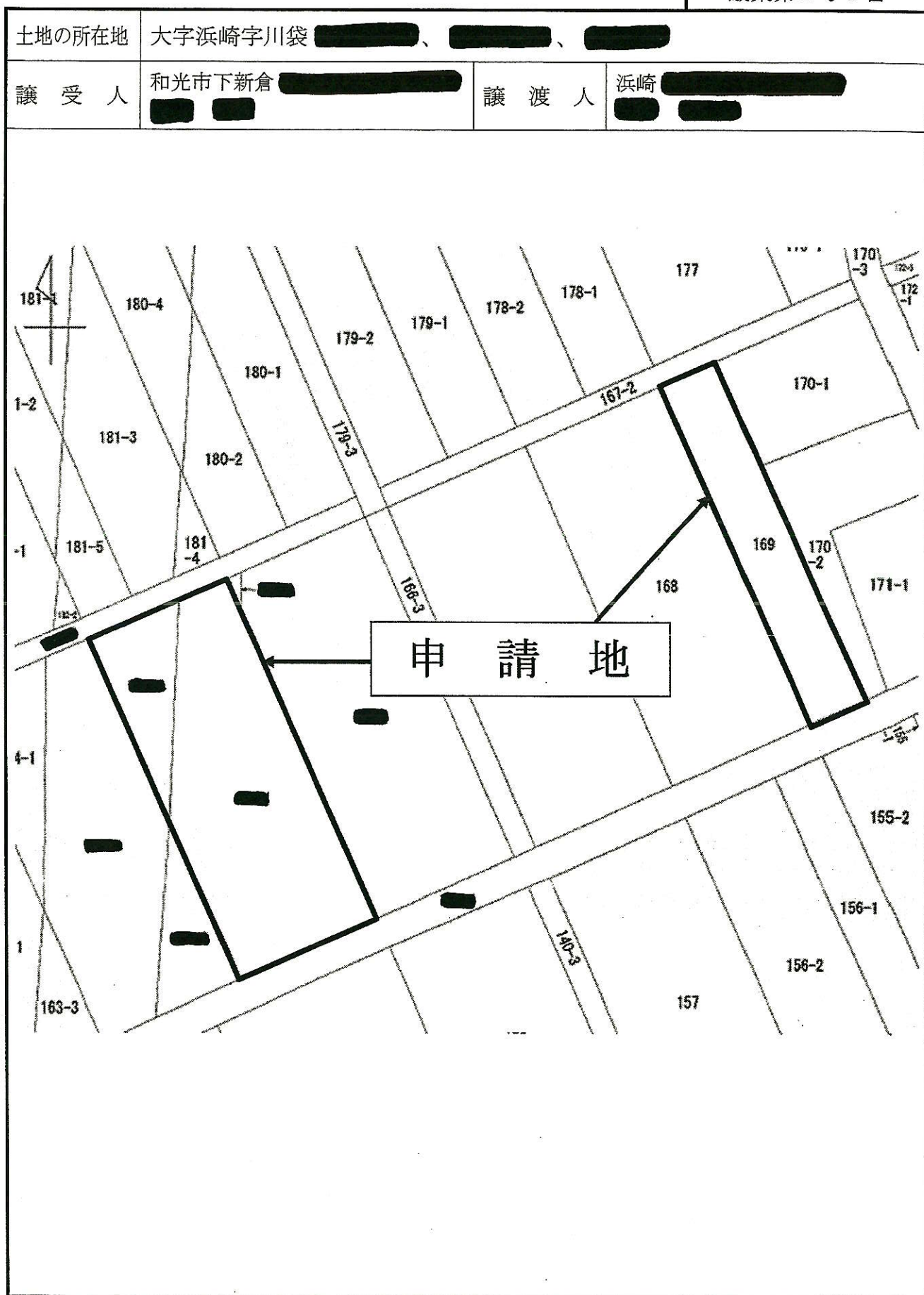
議案第3号1番

土地の所在地	大字浜崎字川袋 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]		
譲 受 人	和光市下新倉 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	譲 渡 人	浜崎 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]



公図の写し

議案第3号1番



議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

令和7年2月25日 提出

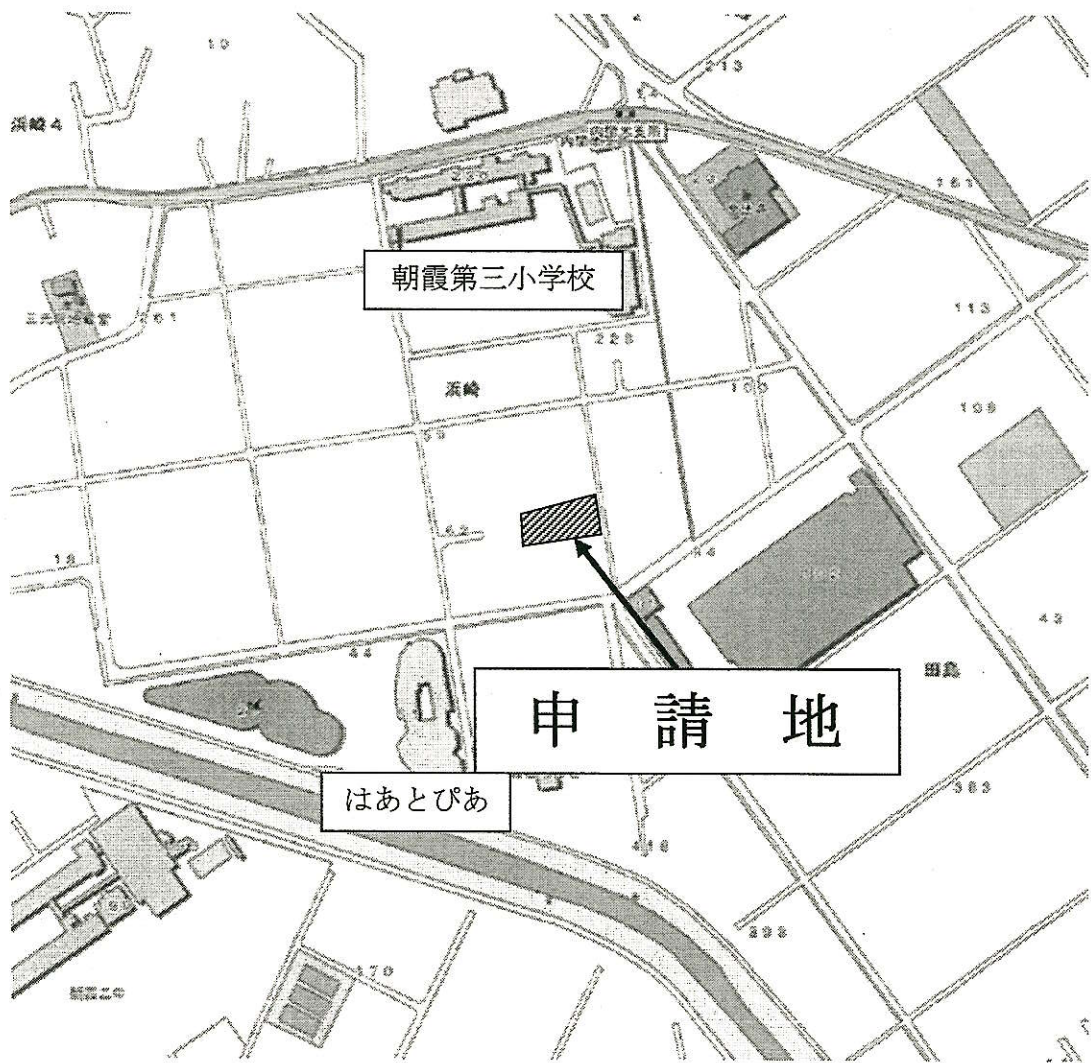
番号	土 地 の 所 在 地	登記地目	現況地目	借 受 人	貸 出 人	転 用 目 的	農 地 区 分	備 考
		登記面積 m ²						
1	大字浜崎字下谷 [redacted]	田	畑 571.00	志木市本町 [redacted] [redacted]	浜崎 [redacted]	駐車場	3種	調査・説明委員 小寺 昌委員
	大字浜崎字下谷 [redacted]	田	畑 35.00	[redacted]	[redacted]			
	大字浜崎字下谷 [redacted]	田	畑 88.00					

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

案 内 図

議案第4号1番

土地の所在地	大字浜崎字下谷 [redacted]、[redacted]、[redacted]		
借 受 人	志木市本町 [redacted] [redacted]	貸 出 人	浜崎 [redacted] [redacted]



公図の写し

議案第4号1番

土地の所在地	大字浜崎字下谷 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]		
借 受 人	志木市本町 [REDACTED] [REDACTED]	貸 出 人	浜崎 [REDACTED] [REDACTED]

The map displays a grid of land parcels. A central parcel, bounded by a thick black line, is designated as the '申請地' (Application Land). This parcel is situated between parcels 83-1 and 82-2 to its north, and parcels 79-1 and 79-5 to its south. To the west of the application land are parcels numbered 59-2 through 64-1. To the east are parcels 85-1 through 89. A north arrow is positioned in the upper left corner of the map area.

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見の聴取について

令和7年2月25日 提出

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

農用地利用集積等促進計画(案)

(市町村名:朝霞市)

番号	右の土地について農地中間管理機構に 農地中間管理権の設定を行う者			権利の設定を行う土地				左の土地について現に農地中間管理機構から 賃借権又は使用賃借権の設定等を受けている者			左の土地について農地中間管理機構から 賃借権又は使用賃借権の設定等を受ける者			設定する権利等											
	氏名 又は名称	フリガナ	住所	所在				現況 地目	面積 (㎡)	権利の 種類	氏名 又は名称	住所	氏名 又は名称	フリガナ	住所	農地所有 適格 法人とし て借り 受ける 場合は 「○」を 記入	権利の 種類 (賃借権・ 使用賃借)	内容 土地の 利用目的・ 作物等 ・水田利用 ・普通畑利用 ・その他	賃借期間			借賃		支払方法	備考
				大字	字	地番	枝番												始期	終期	存続期間 又は 残存期間	年額 (円)	10aあたり (円)		
1	●●●●	●●●●	和光市白子●●●●	根岸	下手町	●●	●●	畑	●●	—	—	—	●●●●	●●●●	東京都板橋区中台●●●●		使用賃借	普通畑利用	R7.5.1	R12.4.30	5年	0円	0円	—	
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									

※農林公社は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)(以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

1. 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。
2. 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき。

※設定する権利の始期が法第18条第6項に規定する県または市町村が行う認可の公告日以前の場合は、県または市町村の認可公告日を始期とする。

※氏名又は名称は、有限会社は例、株式会社は例、その他の会社(合同会社、農事組合法人など)は省略せずに記載してください。なお、法人の代表者名の記載は不要です。

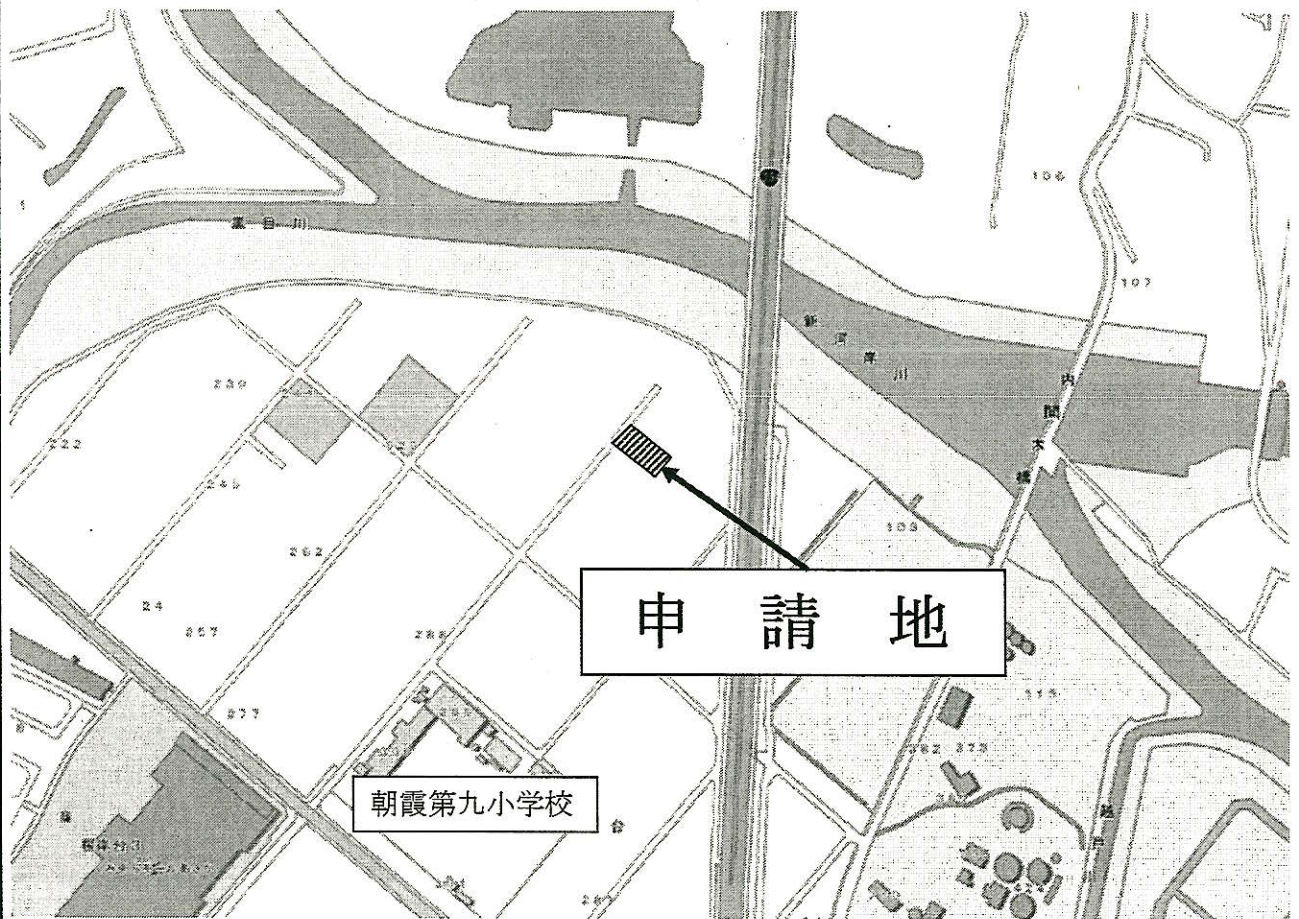
※数字は全て半角で記載してください。なお、借賃(円)及び10aあたり(円)について、使用貸借の場合は「0」と記載してください。

※賃料が毎年の米価等により変動する場合、備考欄にその農協名、品種名、等級及び数量を記載してください。

案 内 図

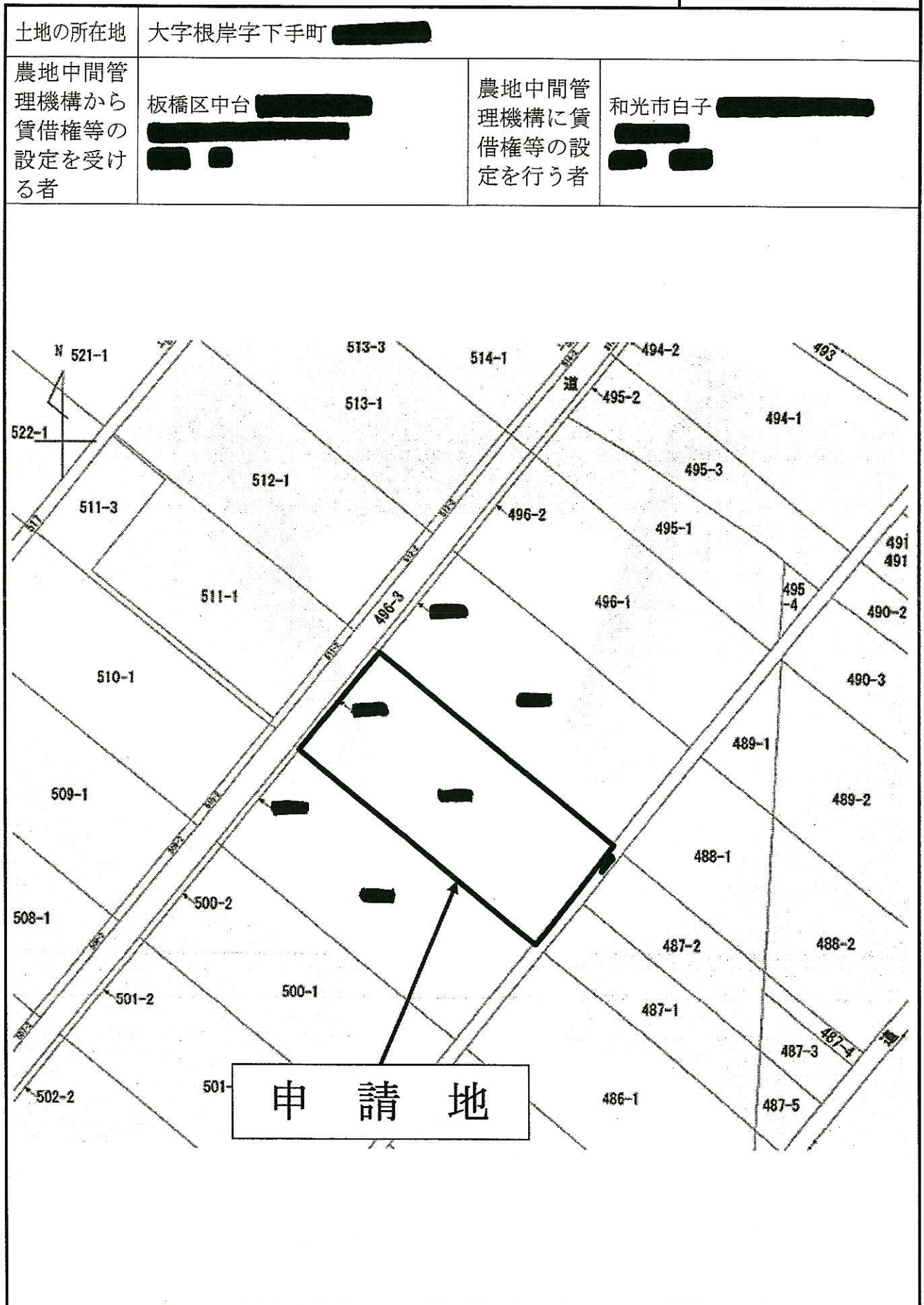
議案第5号1番

土地の所在地	大字根岸字下手町 [REDACTED]		
農地中間管理機構から賃借権等の設定を受ける者	板橋区中台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地中間管理機構に賃借権等の設定を行う者	和光市白子 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]



公 図 の 写 し

議案第5号1番



議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

令和7年2月25日 提出

番号	土 地 の 所 在 地	登記地目	現況地目	相 続 人	被 相 続 人	相続開始年月日	証明を必要とする理由	備 考
		登記面積 m ²				農業経営開始年月日		
1	根岸台 [redacted] [redacted] 根岸台 [redacted] [redacted]	畑	畑	根岸台 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]	根岸台 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]	令和 6 年 8 月 6 日	被相続人及び農地等の 相続人が租税特別措置 法第 7 0 条の 6 第 1 項 の適用を受けるための 適格者であること。	調査・説明委員 秋山 磨弥委員
		畑	畑			平成 2 年 8 月 1 0 日		

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

案 内 図

議案第6号1番

土地の所在地	根岸台 [REDACTED]、[REDACTED]
相 続 人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

根岸台 6

根岸台 7

赤池橋

根岸台 自然公園

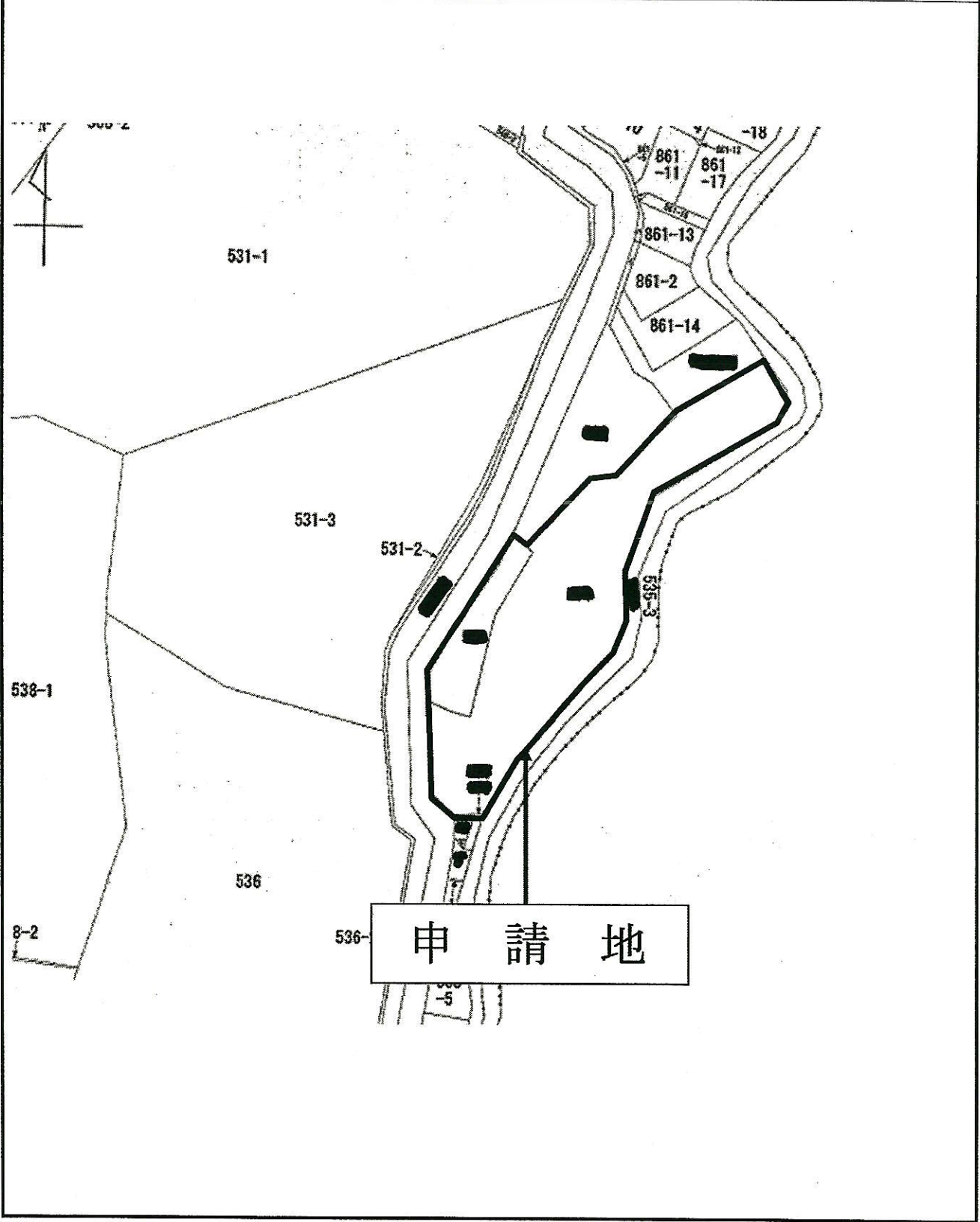
ベルポート 朝霞

申請地

公 図 の 写 し

議案第6号1番

土地の所在地	根岸台 [REDACTED]、 [REDACTED]
相 続 人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]



議案第 7 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

令和7年2月25日 提出

番号	土 地 の 所 在 地	登記地目	現況地目	申請人	買取り申出事 由の生じた者	買取り申出事由	証明を必要とする 理由	備 考
		登記面積 m ²				買取り申出事由が生じた日		
1	膝折町	畑	畑	和光市南	和光市南	農業の主たる従事者が 死亡したため。	生産緑地法第10条 の規定に基づき買取 りの申出をするた め。	調査・説明委員 金子 靖彦委員
			321.00					
	膝折町	畑	畑					
			178.00					
	膝折町	畑	畑	和光市南				
			178.00					
	膝折町	畑	畑			令和6年7月15日		
			91.00					
				膝折町				
				和光市南				

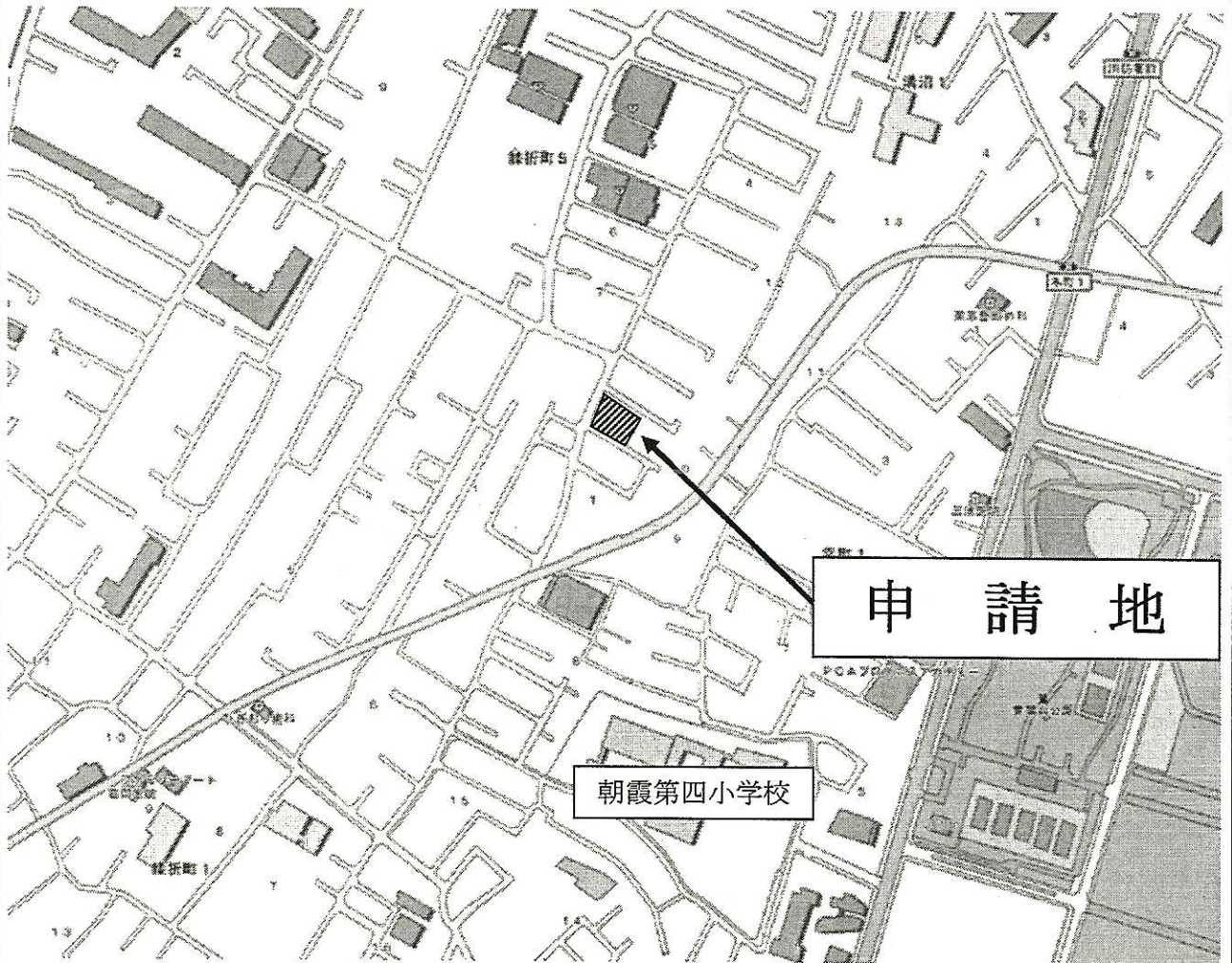
埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

案 内 図

議案第7号1番

土地の所在地 膝折町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]

申 請 人 和光市南 [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]



公図の写し

議案第7号1番

土地の所在地	膝折町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]
申請人	和光市南 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

申請地

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

令和7年2月25日 提出

番号	土 地 の 所 在 地	登記地目	相 続 人	権利を取得した日	取得した 権利の種類	受理番号	備 考	
		登記面積 m ²		権利を取得した事由	あっせん希望	受理日		
1	大字下内間木字榎戸 ■■■■	田 981.00	大字下内間木 ■■■■■■	令和6年2月9日	所有権	朝農委発第3－1号		
	大字下内間木字榎戸 ■■■■	田 1,051.00	■■■■ ■■■■	相続	なし	令和7年1月14日		
2	大字宮戸字梨ノ木 ■■■■	田 474.00	志木市下宗岡 ■■■■■■	令和6年2月9日	所有権	朝農委発第3－2号		
			■■■■ ■■■■	相続	なし	令和7年1月14日		
3	大字下内間木字東前 ■■■■	畑 442.00	大字下内間木 ■■■■■■	令和6年2月9日	所有権	朝農委発第3－3号		
	大字下内間木字東前 ■■■■	畑 2,674.00	■■■■ ■■■■					
	大字下内間木字新畑 ■■■■	畑 282.00		相続	なし	令和7年1月14日		
	大字下内間木字新畑 ■■■■	畑 483.00						
	大字下内間木字新畑 ■■■■	田 297.00						
	大字下内間木字新畑 ■■■■	畑 3.30						

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について

令和7年2月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目	届出人	転用目的	受理番号	備考
		面積 (㎡)			受理日	
1	根岸台 [redacted] [redacted]	畑 329.00	根岸台 [redacted] [redacted] [redacted]	駐車場敷地	朝農委発第4-1号	
					令和7年1月15日	
2	本町 [redacted] [redacted]	畑 357.00	仲町 [redacted] [redacted] [redacted]	共同住宅敷地	朝農委発第4-2号	
					令和7年2月4日	
3	浜崎 [redacted] [redacted]	畑 188.00	練馬区石神井町 [redacted] [redacted] [redacted]	共同住宅敷地	朝農委発第4-3号	
					令和7年2月5日	

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出（賃貸借権設定）の受理について

令和7年2月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目	借 受 人	貸 出 人	転 用 目 的	受理番号	備 考
		登記面積 m ²				受 理 日	
1	本町 [redacted] [redacted]	畑 117.00 のうち 56.28	大阪市中心区瓦町 [redacted] [redacted]	本町 [redacted] [redacted]	事務所（モデルルーム） 敷地	朝農委発第 5 - 1 号	一時転用 期間：令和7年2月1日 ～令和9年3月31日
	本町 [redacted] [redacted]	畑 652.00 のうち 443.42	[redacted] [redacted]	[redacted] [redacted]		令和 7 年 1 月 2 4 日	

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

その他報告 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可について

令和7年2月25日 提出

番号	土 地 の 所 在 地	登記地目	現況地目	申 請 人	転 用 目 的	許可指令番号	備 考
		登記面積 m ²				許 可 日	
1	大字岡字玉川 [redacted]	田	畑 992.00	岡 [redacted] [redacted] [redacted]	貸資材置場・貸駐車場	指令さい農第4－28号	
						令和7年1月20日	

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

その他報告 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請許可後の工事完了届について

令和7年2月25日 提出

番号	土 地 の 所 在 地	登記地目	現況地目	申 請 人	転 用 目 的	許可指令番号	備 考
		登記面積 m ²				許 可 日	
1	大字岡字玉川 [REDACTED]	田	畑 816.00	岡 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	貸資材置場・貸駐車場	指令さい農第4－19号	
						令和6年11月15日	

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

その他報告 農地改良等完了報告について

令和7年2月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目	届出人	調査結果	請負業者	備考
		登記面積 m ²				
1	大字宮戸字押切町 [redacted]	田 269m ² のうち 68.10	宮戸 [redacted] [redacted] [redacted]	届出のとおり	根岸台 [redacted] [redacted]	田から畑へ
	大字宮戸字押切町 [redacted]	田 907.00	和光市下新倉 [redacted] [redacted] [redacted]			

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆